

意見書案第 1 号

地方自治に反し、中央集権的な国の指示が恣意的に運用できる地方自治法の改正の撤回を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 2 1 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	上 田 博 之
賛成者	同	福 田 久美子
	同	安 藤 多恵子
	同	越 川 好 昭
	同	畑 井 陽 子

地方自治に反し、中央集権的な国の指示が恣意的に運用できる地方自治
法の改正の撤回を求める意見書

今国会において審議されている「地方自治法」の改定案は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方自治体への広範な「指示権」を与えるもので、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものとなっている。これは、憲法が保障する地方自治を根底から覆すものである。

法案は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定で、住民の生命・財産を守るために「必要がある」とすれば、自治体に指示を出し義務を課せるようにするものとして、災害や感染症を例示しているが、「その他」「これらに類する」など「事態」の範囲は極めて曖昧である。さらに、発生のおそれがあるなど判断は全て政府に委ねられ、国会にも諮らず恣意的運用が可能となっている。

憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ「団体自治」と住民の意思に基づく「住民自治」を保障している。これは、戦前の中央集権的な体制の下で自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされたことへの反省から導き出されたものである。

また、地方分権改革により、国と地方は対等・協力関係となっており、これまでの地方自治法では、「国の関与を最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」としている。今回の改正はこれらの地方自治を根本から覆し、国への権限の再集権化、地方分権・地方自治の衰退につながるおそれがある。

以上の理由から、政府の統制力がいたずらに強められることなく、地方自治が健全に守られるよう綾瀬市議会は国会に対し、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

綾瀬市議会議長 古 市 正

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 あて

(提案理由)

地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正を撤回することを強く求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。